

創業資金融資あっせん申請に必要な添付書類

秋田市商工貿易振興課

1 秋田市創業資金事業計画書（市指定様式）

- (1) 事業内容、代表者の略歴等を記載の上、商工団体（秋田商工会議所、河辺雄和商工会）に持参し、今後の事業経営について指導・アドバイスを受けて、「2. 商工団体記入欄」に記載してもらってください。
- (2) 創業資金の申込限度額は、申請日後において実際に支払い等が必要な設備資金および運転資金の額となります。
- (3) 「7. 必要資金と資金調達」欄に、①申請日後必要資金、②申込金額
- (4) 秋田市中心小企業融資あっせん申請書中の「申込金額」欄には上記(3)の②の額を記載してください。
- (5) 創業資金（無担保・無保証人枠）をご利用の場合は、「秋田市創業資金（無担保・無保証人枠）事業計画書」（様式-創1無）が必要になります。

2 住民票又は会社等の登記簿謄本

- (1) 申請者が個人の場合
申請日から3ヶ月以内に発行された住民票の写し
- (2) 申請者が会社等の法人の場合
申請日から3ヶ月以内に発行された法人の登記簿謄本（登記事項証明書）

3 申請者（申請者が法人の場合はその法人の代表者）が事業開始前に事業主でなかったことが証明できる書類

※初めて事業を始めるかたが対象です。以前事業主であったかたはご利用できません。）

事業開始前の状態	添付書類の例
給与所得者	事業を開始する前年分の所得・課税証明書（法人の場合は代表者個人のもの）
会社の代表権のない役員	下記の①、②の書類 ① 事業を開始する前年分の所得・課税証明書（法人の場合は代表者個人のもの） ② 役員を務める勤務先の登記簿謄本（登記事項証明書。代表権がないことが表示されているもので申請日前1ヶ月以内に発行されたもの）
不動産収入がある者	下記の①、②の書類 ① 事業を開始する前年分の所得・課税証明書（法人の場合は代表者個人のもの） ② 直近の確定申告書

4 事業を行っていること又は事業に着手していることが証明できる書類

- (1) 所得税申告後の場合 所得税申告書（決算書）の写し
- (2) 所得税申告前の場合
 - ① 税務署への開業届（法人設立届）の写し
 - ② 次のいずれかの書類の写し

事業所(店舗)を	{	有する場合 : 賃貸借契約書、不動産売買契約書等 新築する場合 : 工事請負契約書、設計書等 有しない場合 : 営業活動の証明(仕入販売の契約書・領収書等)
----------	---	--

- 5 許認可等が必要な事業は、申請者本人の許可証、認可証、登録証等の写し（許認可等を申請中の場合は、申請書の写し）
開業医については、開設届けの写しが必要。（市保健所、県中央家畜保健衛生所など）
- 6 申請者の完納証明書（申請月に発効されたものに限る）または直近2年分の市税（市民税、固定資産税および事業所税をいう。申請者が法人である場合にその法人に対して課されているものを含む。）の納税証明書
- 7 信用保証委託申込書・信用保証依頼書の写し
- 8 設備資金については、その内容がわかる資料（契約書、見積書、設計図、カタログ等）

※注意※

このペーパーに記載する添付書類は、標準的な申請者の例を記載しています。概ねこれらの添付書類で足りませんが、申請者によっては職歴、住所歴その他の個別の状況により、記載する書類以外のものの提出が審査の過程で必要となる場合があります。